

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
松原高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが37件あった。 <table><tr><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額 (総額)</th><th>件数</th><th>精算日</th></tr><tr><td>大阪府</td><td>令和4年4月17日 から同月18日まで</td><td>33,950 円</td><td>21</td><td>令和4年9月2日</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>令和4年11月27日 から同月29日まで</td><td>779,328 円</td><td>16</td><td>令和5年2月28日</td></tr></table>	出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日	大阪府	令和4年4月17日 から同月18日まで	33,950 円	21	令和4年9月2日	千葉県	令和4年11月27日 から同月29日まで	779,328 円	16	令和5年2月28日	検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日													
大阪府	令和4年4月17日 から同月18日まで	33,950 円	21	令和4年9月2日													
千葉県	令和4年11月27日 から同月29日まで	779,328 円	16	令和5年2月28日													
措置の内容																	
是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）